

日本幼児保育史の研究

日本保育学会共同研究小委員会

〈四十〉 三十年代の幼稚園の保育内容

明治二十年代から三十年代にかけて、全国各地に誕生していった幼稚園は、その後どのような保育内容をもっていたのであろうか。

明治二十九年に関東では東京のフレールベル会が設立されたが、翌三十年には関西の三市、京都、大阪、神戸では連合保育会が誕生するなど、三十年代は幼稚園が名実ともに着実な発展を示した時であったといえる。

わが国最初の幼稚園、幼稚遊藝場開設以来二十余年、明治三十二年六月に、改正された小学校令の中に初めて幼稚園に関する規定が含まれたことは、当時幼稚園がかなり大きな存在となってきたことを示している。すなわち、それ以前は、各園における幼稚園規則や規定があったし、また大阪市のように市の規則を定めたところもあったが、文部省令として公布され、幼稚園の法的な基礎が定められたのは三十二年の「幼稚園保育及設備規定」であった。

幼稚園保育及設備規定

明治三十二年六月

第一条 幼稚園ハ満三年ヨリ小学校エ就学スルマデノ幼児ヲ保育スル所トス

第二条 保育ノ時数(食事時間ヲ含ム)ハ一日五時以内トス

第三条 保母一人ノ保育スル幼児ノ数ハ四十人以内トス

第四条 一幼稚園ノ幼児数ハ百人以内トス特別ノ事情アルトキハ

百五十人マデ増加スルコトヲ得

第五条 保育ノ要旨ハ左ノ如シ

一、幼児ヲ保育スルニハ其心身ヲシテ健全ナル發育ヲ遂

ケ善良ナル習慣ヲ得シメ以テ家庭教育ヲ補ハンコト

ヲ要ス

二、保育ノ方法ハ幼児ノ心身發育ノ度ニ適応セシムヘク

其会得シ難キ事物ヲ授ケ或ハ過度ノ業ヲ為サシメ又

ハ之ヲ強要シテ就業セシムヘカラス

三、常ニ幼児ノ心性及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ
ンコトヲ要ス

四、幼児ハ極メテ模倣ヲ好ムモノナレハ常ニ善良ナル事

例ヲ示サンコトニ注意スヘシ

第六条

幼児保育ノ項目ハ遊嬉、唱歌談話及手技トシテ左ノ諸項

ニ依ルヘシ

一、遊嬉

遊嬉ハ随意遊嬉、共同遊嬉トシ随意遊嬉ハ幼児ヲ

シテ各自ニ運動セシメ共同遊嬉ハ歌曲ニ合ヘル諸種

ノ運動等ヲナサシメ心情ヲ快活ニシ身体ヲ健全ナラ

シム

二、唱歌

唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ歌ハシメ聴器 発声器及呼

吸器ヲ練習シテ其発育ヲ助ケ心情ヲ快活純美ナラシ

メ徳性涵養ノ資トス

三、談話

談話ハ有益ニシテ興味アル事実及寓話通常ノ天然

物人文物等ニ就キテ之ヲナシ徳性ヲ涵養シ觀察注意

ノ力ヲ養ヒ兼テ発音ヲ正シクシ言語ヲ練習セシム

四、手技

手技ハ幼稚園恩物ヲ用ヒテ手及眼ヲ練習シ心意発

育ノ資トス

第七条

幼稚園ノ設備ハ左ノ要項ニ依ルヘシ

一、建物ハ平屋造トシ保育室遊嬉室 職員室其他須要ナ

ル諸室ヲ備フヘシ

保育室ノ大サハ幼児四人ニ就キ一坪ヨリ小ナルベ

カラズ

二、遊園ハ幼児一人ニツキ一坪ヨリ小ナルベカラズ

三、恩物、絵画、遊嬉道具、楽器、黒板、机腰掛、時

計、寒暖計、煖房器其他須要ナル器具ヲ備フヘシ

四、敷地、飲料水及採光窓ニ関シテハ小学校ノ例ニ依ル

ヘシ

この「幼稚園保育及設備規定」はそれまで各園にあった規則や規定にくらべてかなりの進歩をみせたものといえる

このなかで、保育項目を遊嬉、唱歌、談話、手技の四本立とし、それまで、積木、鑢排、紙刺シ等と各々の項目としてとりあつかわれていた恩物による作業が「手技」という形にまとめられていることは興味がかかる。

ところで、当時の実際の保育内容はどのようなものであったろうか。それを知るものとして、柳池幼稚園に古い「保育案」がある。

この柳池幼稚園は、最初の幼稚園として京都に誕生した幼稚遊嬉場が一年余で廃園し、二十年代に入って再興されたものである。すなわち、相次いで京都に設立された幼稚園のうち、十四番目のものとして二十六年四月三日、柳池教育会の事業として私立柳池幼稚園という形で再開された。当時の園児は男児 三十八名、女児 二十七名、計六十五名でこれを二組に編成していた。

そして「京都市柳池幼稚園規則」にあるような様子であったと思

われる。この制定年月日は明らかでないが、三十二年の文部省令前
後にあつたものと推察できる。

京都市柳池幼稚園規則

第一条 本園ハ学龄未満ノ幼児ヲ保育シ、其心身ヲシテ健全ニ
発達セシメ善良ナル習慣ヲ養ヒ家庭教育ヲ補フヲ以テ目
的トス

第二条 保育課目ハ遊戯、唱歌、談話、手技トス

第三条 幼児ノ年齢ハ満四歳ヨリ小学校ニ就学スル迄トス

年齢ニ依リテ之ヲ二組ニ分ツ

一ノ組 満五歳ヨリ就学ニ至ル迄

二ノ組 満四歳以上五歳ニ至ル迄

第四条 幼児ノ定員ハ凡百名トス

第五条 保育年限ハ二ケ年トス 六ケ月以上保育ヲ受ケシモノ

ニハ保育証書ヲ授ケス

第六条 一日ノ保育時間

春秋期四時間半

夏期 三時

冬期 四時間

(以下十二条まで。後略)

保護者ヘノ要求

一、家庭トハ成ル可ク保育ノ方針ヲ一致セシメタキ故心附カレタ
ル件ハ忌憚ナク申出テラルベク又家庭ニ於ケル状況ヲ懇話セラ

レンコトヲ望ム

二、幼児ノ着服ハナルヘク軽便質素ヲ旨トセラレタシ

三、必用ノ携帯品ハ紙、手拭、草履トス

四、所用ノ帽子、傘、外套、弁当、草履並ニ袋手拭其ノ他身体ニ

ツケザル物ニハ必姓名ヲ附記セラレタシ

五、附添人ヲ要セス止ムヲ得サル場合ニハ性質純良ノモノヲ選ビ

テ附ケラレタシ

六、玩具ハ貸与スレバ成ルベク家庭ヨリ持来セシメザル様ニ注意

セラレタシ

七、幼稚園ニ於テ貸与スル共同玩具ハ船、砂遊、木馬、綱引、輪

ハメ、鈴馬、太鼓、細工犬、魚釣り、フットボール、皮毬、糸

トリ、絵本類トス

この「規則」にみられるような保育形態が二十年代後半乃至は三
十年代にとられていたと思われるが、実際の保育内容を当時の柳池
幼稚園の記録からみてみよう。柳池幼稚園には現在、当時の各組の
保育案がのこされているが、これらをとりあげることによって、三
十年代前半の保育の様子をある程度知ることができる。

明治三十二年度から三十四年度までの保育案をその対象とする
が、三十二年度のそれと三十三年度のものとは、その書き方の形式
がやや違っている。すなわち、三十二年度のものは「保育按」とな
っており、一頁が一週間分の保育案を記入するようになっていた。

これが、翌三十三年度からは一頁が三日分となり、したがって保
育の計画がより詳細に具体的に記されるようになっていたことは興

味がよい。また、一頁には先にのべたように時間表が記載されている。

これらは、いずれも綿密に毛筆で記されたものであるが、その形式は説話、作法、手技、唱歌、遊嬉、の順で書かれている。「手技」の項にはその製作の順序をはじめ、一定の型、がやはり「教えられた」ことを示しているが、受珠幼稚園における「保育要目草案」にある、

「材料間連絡ニツイテモ最モ用ヒタリ例ハ談話材料ニ用ヒタルモノハ成ルベクコレヲ唱歌ニモ遊戯ニモ又手技ニモ用フルガ如クセリ」

という考えと同様のものをみる事ができる。

一例として、三十三年度二ノ組保育案の複写をあげよう。

明治三十三年度 二之組保育案

時 間 表		日	時	時	時	時	時
土	金	木	水	火	月	日	第一時
同	同	同	同	同	同	同	第二時
	同	同	同	同	同	同	第三時
豆細工	画方	織紙	貼紙	環排	積木	唱歌	第四時
同	同	同	同	同	同	同	第五時
	箸排	貼紙	積木	板排	摺紙	遊戯	第六時
	同	同	同	同	同	同	

日十二月四至日六十月四自週二第組ノ二

水	火	月	説話	作法	手技	唱歌	遊嬉
狼ノ種類ト棲家ヲ話	後ヲモ見ズ逃ゲ	兎ノ思ヒ補エル処	獅子ト狼ノ話	同	工夫ヲナサシム	前週ノ続	馬
同	同	同	同	同	狐黄色ノ紙ヲ与ヘ	馬ノうた	同
積木摺紙	板排	箸排	同	同	三角四枚四角一枚ヲ与ヘ狼ノ棲家ヲ排バシム	第三段	同
同	同	同	同	同	同	同	同

以上に見るように、一番上段に書かれる説話が中心となつて、それに関連した手技が行なわれていた。遊戯、唱歌も原則としては、説話に関連性のあるものがとられたようであるが、ない場合は類似したものか、まったく関係のないものでも用いられた。

「三十三年度一ノ組保育案」中の「俵藤太」の説話の項に、

「話ニ適當ナル唱歌アラザルニ付キ操練ノ歌ヲ教フ」とあることは、こうした事情を示すものであろう。

なお、説話に関連したかたちで教訓がときどきみられるほか「作法」があり、幼児に日常生活のきまりや園での礼儀を教えていた。

これらの各保育課目について、(一) どのようなものがとりあげら

れていたか、(二) 他の課目とはどう関連づけられていたか、(三) さらに、各組すなわち年齢差がどう考慮されていたかなどについてみてみよう。

一、説話

三十一年度には、説話は週に一二〇分、すなわち毎日二十分ずつおこなわれていた。これが三十七年度になると「保育事項制定の趣旨」では、それが半分の六〇分になっている。三十二年度から三十四年度までの間は、そのいずれであったか分らないが、全体の関係と「保育案」に記されている内容からみると、毎日二十分程度はされていたのではないかと思われる。

説話はその性質上、年齢によって扱い方に非常な差があり、全体的にみると隔日に「説話」と「庶物話」がくまれている。

最年長である一の組の後半になると「庶物」はわずかになるが、最年少の三の組では、物語りと一般知識をひろめるための庶物話とが同等のウェイト乃至は二対一位の割合で行なわれている。

この説話はどのようなものであったか、その物語りからどのような「庶物話」がひき出されたか、手技はどうそれらとむすびついていたかなどについて三十二年度三ノ組および二ノ組、三十三年度一ノ組の各保育案を分析しよう。

明治三十二年度

三之組保育案 (自第六週(五月八日)より記入
至第三十三週十二月二十二日)

説話	期日	手技	唱歌
○鶏ノ庶物 鶏について 復習 感想をきく 全部	5/8 5/13 一、鶏	なし	からす
○犬ノ話 或ル一匹ノ犬人ニ 物ヲ受ケシ物ヨリ 大ナル物ヲ得ント 欲シテ却テ我物ヲ 失ヒタル話 ③ 復習 庶物	5/15 5/20 (註)以降右の要領でまとめた) 一、犬	二、積木 一、箸排 三、器 三、繫方 頸輪 犬食	
○燕ト鯉ノ話 ⑤ 復習 庶物	5/21 5/27 一、燕	一、板排 二、貼紙 三、箸環 水箸環 一、箸環 四、箸環 家	燕巢 池ノ鯉 尾根 同 鯉ト
○犬 ⑤ 復習 庶物 感想	5/29 6/2 一、犬	一、板排 二、積池 三、箸環 四、箸環 家	
○兔ト亀ガ走リクラ ベヲナセシ話 ⑤ 復習 庶物	6/5 6/9 一、亀 二、亀	一、板排 二、積池 三、箸環 四、箸環 家	兔 々

○舌切雀
一、
〇

○月と雲との話
⑤(物)：五
ひあり
悪をなせば悪の報

○猿蟹仇討話
⑭(物)
復庶物
一五八

○雄ト熊ノ戦争
(弱キモノモ悔レバ)
③(物)
三

7/26 { 7/28
7/3 { 7/21
9/26 { 9/31
6/12 { 6/23

五、四、三、二、
栗柿蟹、猿
二、部分
性質

一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、
一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、
一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、
一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、
一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、

舌切雀

○兄弟梨子ヲ分チシ
話
譲リノ念ヲ養成ス
一、
二、
三、

○小狼母ノ教ヲ守ラ
スシテ蝶ヲ放ツ話
⑤(物)問答
一、
二、

○蟻ト虫ノ話
⑤(物)復庶物
一、
二、

○鴉ト蛇ノ話
⑤(物)復庶物
一、
二、

○勝々山ノ話
⑭(物)復庶物
一、
二、
三、
四、
五、

9/4 { 9/8

10/2 { 11/3

9/18 { 9/21

9/25 { 9/29

五、四、三、二、一、
舟兎白古茄
ト狸子
杵

一、
二、
三、

一、
二、

一、
二、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
一〇、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
一〇、

一、環ノ梨子
二、箸ノ梨子ト
三、貼木ノ梨子ト
一、梨子
イ

一、環ノ蝶
二、摺ノ花
一、蝶々

一、積ノ虫コ
二、貼ノ茄子カ
一、蟻ノ
う

一、環ノ木ノ枝
二、摺ノ鳥
三、貼ノ鳥
四、積ノ鳥
五、貼ノ鳥
六、積ノ鳥
七、貼ノ鳥
八、積ノ鳥
九、貼ノ鳥
一〇、積ノ鳥
う

一、積ノ狸ノ置
二、板ノ狸ノ置
三、箸ノ狸ノ置
四、貼ノ狸ノ置
五、環ノ狸ノ置
六、摺ノ狸ノ置
七、積ノ狸ノ置
八、貼ノ狸ノ置
九、積ノ狸ノ置
一〇、貼ノ狸ノ置
う

一、積ノ山ヲハ
二、環ノ山ヲハ
三、摺ノ山ヲハ
四、積ノ山ヲハ
五、貼ノ山ヲハ
六、環ノ山ヲハ
七、摺ノ山ヲハ
八、積ノ山ヲハ
九、貼ノ山ヲハ
一〇、環ノ山ヲハ
う

- 大江山ノ復習
- 羅生門ノ復習
- ② 猿蟹合戦
- ⑥ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

- 勝々山
- ⑫ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

3/21	3/19	3/12		2/19					
3/22	3/20	3/17		3/3					
一、馬	一、柿	三、三、一、猿蟹	一、山門	三、三、一、狸人	二、三、一、狸人	三、三、一、狸人	二、三、一、狸人	一、二、三、一、狸人	一、二、三、一、狸人
一、二、三、一、積	一、二、三、一、貼	一、二、三、一、摺	一、二、三、一、摺	一、二、三、一、縫	一、二、三、一、縫	一、二、三、一、縫	一、二、三、一、縫	一、二、三、一、縫	一、二、三、一、縫
箱門	ソポ	ひき	柿	唐辛	火燃	火燃	兔	シタル	婆殺
箱門	ソポ	白	鉢	鉢	石	石	流	テ	流

四月三十日及	五月十日	牛若丸	復習	八十	教訓二
仇討	常ノ	常ノ	常ノ	常ノ	常ノ
リテ	リテ	リテ	リテ	リテ	リテ
出合	出合	出合	出合	出合	出合
ルコト	ルコト	ルコト	ルコト	ルコト	ルコト
何事	何事	何事	何事	何事	何事
トニ	トニ	トニ	トニ	トニ	トニ
モ	モ	モ	モ	モ	モ
思	思	思	思	思	思
掛	掛	掛	掛	掛	掛
ナリ	ナリ	ナリ	ナリ	ナリ	ナリ
勉	勉	勉	勉	勉	勉
強	強	強	強	強	強

○ 牛若丸	○ 復習	○ 八十	○ 教訓二
4/9	5/5		
一、二、三、一、戰	一、二、三、一、戰	一、二、三、一、戰	一、二、三、一、戰
劍術	劍術	劍術	劍術
雪	雪	雪	雪
一、二、三、一、戰	一、二、三、一、戰	一、二、三、一、戰	一、二、三、一、戰
劍術	劍術	劍術	劍術
雪	雪	雪	雪
一、二、三、一、戰	一、二、三、一、戰	一、二、三、一、戰	一、二、三、一、戰
劍術	劍術	劍術	劍術
雪	雪	雪	雪

明治三十三年度

一之組保育案 自週 至第四十週 三月九日

○ 勝々山復習	○ 舌切雀	○ ② 復習	○ ② 復習
3/28	3/26	3/23	3/24
	3/27	一、鳥	一、蟹、猿
		一、鳥	一、蟹、猿
		一、鳥	一、蟹、猿

(以上 第四十五週まで)

○ 狼ト忠僕ノ話 ⑧ 復庶物 幼児の はなし 一	○ 五月二十五日より 土曜日は談話なし ○ 六月四日より 手技は一種づつ	○ 俵藤太 ⑬ 復庶物 二七	○ 燕と鯉職の話 ⑩ 復庶物 (因果応報) 二四二二
$\frac{6}{18}$ $\frac{6}{26}$ 三、三、一、 車、狼、馬		$\frac{5}{21}$ $\frac{6}{16}$ 七、六、五、四、三、二、一、 馬、米、魚、百、鯉、橋、蛇、足	$\frac{5}{7}$ $\frac{5}{18}$ 二、一、 燕、鯉
三、二、一、 豆、摺、積、摺、摺、馬、車 摺、積、摺、摺、馬、車 摺、積、摺、摺、馬、車	三、二、一、 豆、摺、積、摺、摺、馬、車 摺、積、摺、摺、馬、車 摺、積、摺、摺、馬、車	三、二、一、 豆、摺、積、摺、摺、馬、車 摺、積、摺、摺、馬、車 摺、積、摺、摺、馬、車	三、二、一、 豆、摺、積、摺、摺、馬、車 摺、積、摺、摺、馬、車 摺、積、摺、摺、馬、車

例

月①一人ノ貴人妻娘ト僕ヲ連レ遠方ニ行キシニ晩ニ或ル村ニ着セシカドマダ時早ナレバ今一ツ先ノ村迄行カントテ村宿ノ主人ノ言フヲ聞キ入レズ馬車ノ馬ヲ付カヘサセ出立スル所迄ヲ教フ

火②前週水曜日ニ馬ノ庶物ヲナシクリ其復習ヲナス次ニ狼ノ画ヲ見セ其ニ付キ話ス

水③宿ノ主人ハ次ノ村ヘ行ク道ニハ狼ガ沢山出テ来テ人ヲ害スルト云ヒシガ果シテ無数ノ狼来リテ一行見カケテ追カケル迄

木④車ノ庶物、車ノ名称、効用等ヲ話ス

金⑤貴人ハ驚キビストルヲ出シ遂ニ払ハントスルモ無数ノ狼ナレバ力及バズ遂ニ一頭ノ馬ヲトキ与ヘシキ足ラザレバ又一頭ヲ与フ然レドモ之ニテモ足ラズ尚追ヒカケ来リ如何トモスル能ハズ其迄ヲ話ス

土⑥此週教ヘシ話ヲ覚ヘ居ル子供ニ話サシム

月⑦後詮方ナクシテ僕遂ニ身ヲ狼群ノ中ニ投ジテ主人ヲシテ逃レシム

火⑧前週教ヘシ所ヨリ終リ迄ヲ復習ス

※ ※ ※ ※

児童発達講座②は筆者の御病氣により今月は休講といたします。悪しからず御了解ください。